

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号  
エン・ジャパン株式会社  
代表取締役社長 鈴木 孝 二

## 第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年6月26日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

### 記

1. 日 時 平成29年6月27日（火曜日）午前10時（午前9時30分 受付開始）
2. 場 所 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 新宿アイランドタワー 35階  
エン・ジャパン株式会社 セミナールーム
3. 会議の目的事項  
報 告 事 項
  1. 第17期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）  
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の  
連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第17期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）  
計算書類報告の件

### 決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

### 4. 招集にあたっての決定事項

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会に出席していただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。なお、株主ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
- ◎事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合には、当社ウェブサイト (<http://corp.en-japan.com/>) に掲載させていただきます。
- ◎当日ご出席いただきました株主様には、些少ではございますがご来場記念品をご用意いたしております。ただし、ご欠席された株主様の「議決権行使書用紙」等によるお引換はいたしかねますのでご了承ください。

(添付書類)

# 事業報告

(平成28年4月1日から)  
(平成29年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における人材ビジネス市場は、少子高齢化や産業構造のサービス化など、構造的な人手不足が有効求人倍率の上昇および失業率の低下に繋がり、成長が続きました。

このような状況の中、当社は求人サイトにおいて、差別化要素を持ったサービスの更なる強化を行うとともに、顧客への拡販および業務効率化を推進してまいりました。

人材紹介においては、生産性向上を目的とした施策を強化し、エンワールド・ジャパンでは、今後の再成長に向けた体制を構築してまいりました。

海外子会社においては、新たな開拓領域である日系企業向けサービスの拡大や今後、高い成長が見込まれる国へのリソース強化など、将来へ向けた収益基盤の拡大に取り組んでまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は31,719百万円（前期比21.4%増）、営業利益は6,856百万円（前期比34.0%増）、経常利益は6,848百万円（前期比35.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、4,005百万円（前期比45.3%増）となりました。

事業の種類別セグメント売上構成

(単位：百万円)

事業の種類別 セグメントの名称	第 16 期 自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日		第 17 期 自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日	
	売上高	構成比(%)	売上高	構成比(%)
採用事業	25,221	96.5	30,695	96.8
教育・評価事業	913	3.5	1,023	3.2
合計	26,135	100.0	31,719	100.0

(注) 1. 売上高には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」)は含まれておりません。

2. 連結会社間取引については相殺消去をしております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は1,333百万円で、その主なものは次のとおりであります。

- ・サイト開発、構築関連

③ 資金調達の状況

運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約(極度額1,000百万円)を締結しておりますが、当連結会計年度末日における借入実行残高はございません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	期 別	第 14 期	第 15 期	第 16 期	第 17 期
		平成26年 3 月期	平成27年 3 月期	平成28年 3 月期	(当連結会計年度) 平成29年 3 月期
売 上 高 (百万円)		16,755	19,623	26,135	31,719
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)		2,789	2,531	2,756	4,005
1 株当たり当期純利益 (円)		62.80	56.34	60.79	88.03
総 資 産 (百万円)		22,733	25,241	28,558	32,900
純 資 産 (百万円)		17,135	19,775	21,112	23,642
1 株当たり純資産額 (円)		379.55	437.17	460.56	516.91

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 平成25年10月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。また、平成28年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。このため、第14期の期首に株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は算定しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ①親会社との関係

該当事項はありません。

#### ②重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	当社の 議決権比率 (%)	主要な事業内容
エンワールド・ ジャパン株式会社	65百万円	100.0	人材紹介、人材派遣
Navigos Group Vietnam Joint Stock Company	3,112,900千VND	100.0	求人サイトの運営、人材紹介

(注) Navigos Group Vietnam Joint Stock Companyに対する当社の議決権比率のうち、100.0%は当社の連結子会社を通じての間接保有によるものであります。

### (4) 対処すべき課題

長期的な国内経済の見通しは、人口減少の影響が国内消費の縮小や企業の生産活動低下につながり、経済規模が縮小する可能性があります。このような場合には、日本国内における人材ビジネス市場も影響を受け、成長が見込めない可能性があります。

また、当該ビジネスは景気変動の要因を大きく受ける業態であることから、特に景気悪化時の対応を重要な課題と認識しております。

当社グループはこのような状況を踏まえ、①求人サイト、②人材紹介、③海外、④採用領域および採用領域以外の新規事業を中心に強化を行い、事業ポートフォリオの拡充を図っております。

#### (①求人サイト、②人材紹介)

当社グループは、従来からの主力事業である求人サイトをより一層強化するとともに、幅広い年齢・年収層をカバーする各求人サイトの会員データベースを活用することで、人材紹介を強化してまいります。

#### (③海外)

当社グループが展開するアジア地域は、日本と比較して高い経済成長率が見込まれており、中でも人口が多く、平均年齢が若い国を中心に人材サービス需要の拡大が期待されます。今後は展開地域の中で、より業績の拡大が見込まれる国にリソースを集中してまいります。

#### (④新規事業)

今後の人材ビジネス市場は、既存のビジネスモデルを中心とした成長が持続すると思われるものの、中長期的には、新たな就職・転職支援サービスが拡大する可能性があります。このようなことから、当社グループは人材領域において、新たな事業の開発・投資を行ってまいります。また、採用以外の領域においても新たな事業を創出することで、事業ポートフォリオの安定化を図り、景気悪化時の業績への影響を最小限に留めてまいります。

#### (5) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

事業区分	主要サービス
採用事業	求人サイトの運営（主なサイトは、エン転職、エン派遣、ミドルの転職、VietnamWorks）、人材紹介（主なブランドは、en world、エン エージェント）、人材派遣
教育・評価事業	人材活躍支援サービス（エンカレッジ等）、採用・人事関連システムの提供

#### (6) 主要な営業所（平成29年3月31日現在）

##### ①当社

本社：東京都新宿区

支社：大阪、名古屋、横浜、福岡、千葉、埼玉

##### ②子会社

エンワールド・ジャパン株式会社

（本社：東京都中央区）

Navigos Group Vietnam Joint Stock Company

（本社：ベトナム社会主義共和国ホーチミン市）

(7) 使用人の状況（平成29年3月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
2,301名	217名増

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時従業員（パートタイマー）95名は含んでおりません。  
2. 使用人数の増加の主な理由は、事業拡大に伴い積極的に採用活動を行ったことによるものであります。

②当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,155名	186名増	29歳9ヶ月	3年7ヶ月

- (注) 使用人数は就業人員であり、他社への出向者32名及び臨時従業員（パートタイマー）83名は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式の状況（平成29年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 187,200,000株
- ② 発行済株式の総数 45,500,328株（自己株式4,215,672株を除く）
- ③ 株 主 数 3,738名
- ④ 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
越 智 通 勝	5,341,800	11.74
有限会社えん企画	5,298,000	11.64
有限会社エムオー総研	4,798,000	10.54
一般財団法人エン人材教育財団	3,060,000	6.73
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,634,200	5.79
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	2,408,300	5.29
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,224,300	4.89
越 智 幸 三	1,475,200	3.24
越 智 明 之	1,475,200	3.24
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	1,221,320	2.68

- (注) 1. 第7順位の資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）所有の当社株式2,399,000株と、第9順位の当社所有の自己株式1,816,672株は、上記から除いております。
2. 持株比率は自己株式（4,215,672株）を控除して計算しております。
3. 平成28年4月1日付にて、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
平成27年5月29日開催の取締役会決議による新株予約権

区分	取締役
新株予約権の払込金額	払込を要しない
新株予約権の行使価額	1個につき100円
新株予約権の行使期間	平成27年7月1日から 平成45年6月30日まで
新株予約権の行使条件	割当日の翌日から3年を経過した日、又は当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれかの地位をも喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使することができる。
保有者数	3名
新株予約権の数	269個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 53,800株

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株としております。
2. 割当契約書により、行使期間及び行使条件については、下記のとおり変更されております。
- 行使期間：平成30年7月1日から平成45年6月30日
- 行使条件：①新株予約権の行使時においても、当社又は当社の関係会社の役員又は使用人であることを要する。ただし、当社都合により当社又は当社の関係会社以外の役員又は使用人になった場合は、権利行使を認める。
- ②新株予約権者が個々に設定されている業績目標等を達成することを要する。
- なお、上記①及び②の条件の詳細及びその他の条件は、割当契約書に定めるところによる。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

平成28年7月22日開催の取締役会決議による新株予約権

区分	使用人
新株予約権の払込金額	払込を要しない
新株予約権の行使価額	1個につき100円
新株予約権の行使期間	平成28年9月1日から 平成45年6月30日まで
新株予約権の行使条件	割当日の翌日から3年を経過した日、又は当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれかの地位をも喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使することができる。
交付者数	7名
新株予約権の数	77個
目的となる株式の種類及び数	15,400株

- (注) 1. 平成29年5月31日現在におきましては、交付者数は2名減少し5名であり、「新株予約権の数」は22個減少し55個、「目的となる株式の種類及び数」は4,400株失効し11,000株であります。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株としております。
3. 割当契約書により、行使期間及び行使条件については、下記のとおり変更されております。  
 行使期間：平成30年7月1日から平成45年6月30日  
 行使条件：①新株予約権の行使時においても、当社又は当社の関係会社の役員又は使用人であることを要する。ただし、当社都合により当社又は当社の関係会社以外の役員又は使用人になった場合は、権利行使を認める。  
 ②新株予約権者が個々に設定されている業績目標等を達成することを要する。  
 なお、上記①及び②の条件の詳細及びその他の条件は、割当契約書に定めるところによる。

- ③ その他新株予約権等に関する重要事項  
 該当事項はありません。

### (3) 会社役員に関する事項

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成29年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	越智通勝	執行役員 株式会社日本ブレーンセンター代表取締役
代表取締役社長	鈴木孝二	執行役員 エンワールド・ジャパン株式会社代表取締役会長 Navigos Group, Ltd. 取締役
取締役	河合恩	執行役員 ブランド企画室長
取締役	久須美康德	
常勤監査役	浅田耕治	
監査役	本田凛太郎	
監査役	長岡和範	

- (注) 1. 取締役の久須美康德氏は、社外取締役であります。
2. 監査役の本田凛太郎氏及び長岡和範氏は、社外監査役であります。
3. 監査役の長岡和範氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は東京証券取引所に対して、取締役の久須美康德氏並びに監査役の本田凛太郎氏及び長岡和範氏を独立役員として届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役及び監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額	摘 要
取 締 役	5 名	89百万円	(うち社外取締役 1名 2百万円)
監 査 役	3 名	9 百万円	(うち社外監査役 2名 3百万円)
合 計	8 名	98百万円	

(注) 1. 取締役及び監査役に対する報酬限度額は、平成20年3月27日開催の定時株主総会における決議により、以下のとおり定められております。

①取締役：年額200百万円以内

ストックオプションとしての新株予約権の別枠で100百万円以内  
(平成26年6月25日開催の定時株主総会決議)

②監査役：年額30百万円以内

- 上記の取締役（社外取締役を除く）への支給額には、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額16百万円が含まれております。
- 上記の取締役の支給人員には、平成28年6月28日開催の第16回定時株主総会の終結の時をもって取締役を退任したクレイグ・サフィン氏を含んでおります。

④ 社外役員に関する事項

イ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会		監査役会	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
取 締 役	久須美 康 徳	16回／16回	100%	—	—
監 査 役	本 田 凜太郎	14回／16回	87.5%	11回／12回	91.6%
監 査 役	長 岡 和 範	15回／16回	93.7%	12回／12回	100%

ロ. 取締役会及び監査役会における発言の状況

- ・ 取締役久須美康徳氏は、他社の監査役として培われた豊富な知識・経験から、当社の経営上有用な指摘・意見を述べております。
- ・ 監査役本田凜太郎氏は、実業界での長年の経験により蓄積された幅広い知識に基づき、当社の経営上有用な指摘・意見を述べております。
- ・ 監査役長岡和範氏は、長きに渡る金融機関での経験により蓄積された財務及び会計に関する相当程度の知見に基づき、当社の経営上有用な指摘・意見を述べております。

ハ. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

#### (4) 会計監査人に関する事項

- ① 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人
- ② 当期に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	28百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由  
当監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積り目の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

#### ③ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

#### ④ 過去2年間に受けた業務停止処分に関する事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分等の内容の概要

##### イ. 処分の対象者

新日本有限責任監査法人

##### ロ. 処分の内容

平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3か月間の契約の新規の締結に関する業務の停止

##### ハ. 処分理由

- ・社員の過失による虚偽証明
- ・監査法人の運営が著しく不当

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

### 【内部統制システムに関する基本的な考え方、その整備状況及び運用状況】

#### ① 基本的考え方

当社は、その事業を通じて、株主やクライアント等様々なステークホルダーをはじめ、広く社会に役立つ存在でありたいと考えております。そのために、当社グループ全体として経営環境の変化に対応できる組織体制を構築することを重要な施策と位置付けており、当社グループの健全な成長のため、コーポレート・ガバナンスの強化と充実を図り、公正な経営システム作りに取り組んでおります。

また、役職員の倫理観・誠実さを高めることは、様々なステークホルダーの真の信頼を得るうえで、基本的な前提となると考えております。当社の経営理念の一つに、社会に対して正しいことを行い、社会に役立つ存在たることが当社の存在意義であることを謳った「社会正義性」があります。今後もこの理念・考え方を役職員の行動の支柱に据えて、コンプライアンスに関する教育の徹底等内部管理体制の更なる整備を進め、これを適正に機能させることによって、健全な経営を確保してまいります。

#### ② 整備の状況

イ. 当社及び当社グループ各社の取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は定時取締役会を毎月1回開催しており、必要に応じ臨時取締役会を随時開催し、機動的に当社グループの重要事項を審議し、意思決定を行える体制を整備しております。また、取締役会は、取締役の職務の執行を監督する機関と位置付け、業務の適正を確保しております。取締役会は経営計画を達成するための具体的な施策を立案・推進し、目標達成状況と阻害要因を把握し、対応策を講じております。

ロ. 当社及び当社グループ各社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社のコンプライアンス統括部門は、当社グループ全体のコンプライアンス体制を整備し、コンプライアンス活動を横断的に推進する業務を担っております。コンプライアンス統括部門がグループ各社と連携して、担当地域内のコンプライアンス体制を整備し、法令・社内規則等の遵守をはじめとするコンプライアンス活動を推進しております。

内部監査担当部門は、当社の代表取締役社長直轄である内部監査委員会として組織され、内部統制に係るコンプライアンスの状況の監視に努めております。定期的な内部監査の結果については、適宜監査役と情報交換を行い、内部監査報告書は、内部監査委員長を經由して代表取締役社長へ報告されております。

内部通報制度としては、「公益通報の取扱いに関する規則」により、使用人はコンプライアンス上、疑義ある行為を認識した場合には社内専用窓口へ通報し、また、会社は当該通報者を保護する体制を構築しております。

#### ハ. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、文章（電磁的方法により記録したものを含む。）の保存期間、管理の方法その他についての規程を策定し、当該規程に従い情報を適切に保存及び管理しております。

#### ニ. 当社及び当社グループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

日々の業務遂行に係るリスクについては、当社グループの各部門責任者が一括してこれを予測して計測するとともに、予防に努めております。また、各事業部門に係るリスクについては、取締役会または代表取締役社長に報告され迅速かつ適切な措置を講じております。

有事においては、代表取締役社長を責任者とする対策本部を設置し、顧問弁護士等の専門家と連携し、迅速な対応により、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を構築いたします。

#### ホ. 当社及び当社グループから成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社の管理は、当社「関係会社管理規程」に従って管理部門が総括管理し、各関係部門が連携して行っております。同規程に基づき、一定の事項については、当社の取締役会決議を求め、または取締役会及び関係部

門への報告を義務付けております。

- へ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役の求めにより、監査役の職務を補助すべき使用人が要請された場合は、取締役は、監査役の職務を補助すべき使用人として適切な人材を配置します。この者は、監査役の指示のもと、自らあるいは関連部門と連携して、監査対象の調査・分析・報告を行い、必要に応じて監査役を補佐して実査を行います。

- ト. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人につき、人事評価・人事異動・懲戒処分に処する場合には、人事担当責任者は事前に監査役会に報告するとともに、必要がある場合には、監査役会の承認を得るものとします。

また、当該使用人に対する指揮命令は監査役が行います。

- チ. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び報告をした者がそれを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

取締役または使用人は、法令に定める事項や全社的に重大な影響を及ぼす事項に加え、監査役の求めに応じて、内部監査の実施状況、個人情報の保護管理状況及びその内容等を速やかに報告しております。

また、当社は役員・使用人に対して、会社の方針、事業活動等が法令・規則又は社内規則・方針に違反している（もしくは違反のおそれがある）と確信する場合、その旨を速やかに報告することを奨励しております。

監査役に対する報告であるか否かにかかわらず、当社はかかる報告を行った者を公正に取り扱い、一切の報復措置を許容しない体制を構築し、維持しております。

- リ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、監査役の職務の執行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携が図れる環境を提供しております。

### ③ 運用の状況

当社では、「業務の適正を確保するための体制」に基づき、社内体制を整備するとともに、適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

#### イ. 取締役の職務の執行について

当社および当社グループの取締役の職務執行については、社内規程に則り執行されており、コンプライアンスやリスク管理に対応しております。また、取締役会においては、重要な意思決定、職務執行の状況報告等について活発な意見交換が行われ、監督がなされており、実効性が確保されております。なお、取締役会の資料および議事録は、適切に保管されております。

#### ロ. リスク管理体制について

管理部門の責任者を中心として、当社グループのリスク状況の区分・把握・報告、規程の立案・制定を含むリスク管理体制の整備を行うとともに、未然防止策・対応策の立案・実行その他必要な事項の実施に関し、モニタリングを行い、これらの活動状況に関し、当社の取締役会に対して報告を行っております。

#### ハ. 内部監査の実施について

管理部門の責任者を実行責任者とする内部監査委員会を設置しており、当社内の各部門が、法令、定款、規程その他社会規範等に則した適切な業務運営がなされているか、書類の閲覧及びヒアリング等を通じて監査を行っております。内部監査委員会の責任者は、これらの監査結果について、代表取締役及び監査役に対して報告を行っております。

#### ニ. 監査役の職務の執行について

常勤監査役1名は、取締役会に出席するほか、役職員に対し個別のヒアリングを行うことにより、取締役の業務の執行状況やコンプライアンスに関する問題点を確認するとともに、会計監査人及び内部監査委員会とも情報交換を行っており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

### 【反社会的勢力排除に向けた基本方針】

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に影響を与える反社会的勢力に対しては、警察等関連機関と連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応することを基本方針とし、役員・社員に周知徹底を図っております。

### (6) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針は定めておりません。

---

(注) 本事業報告中の記載金額、株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しており、比率は表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
項目	金額	項目	金額
<b>流動資産</b>	<b>24,826</b>	<b>流動負債</b>	<b>8,533</b>
現金及び預金	18,228	買掛金	72
受取手形及び売掛金	3,567	リース負債	17
有価証券	2,000	未払金	2,919
貯蔵品	17	未払法人税等	1,551
繰延税金資産	523	賞与引当金	1,111
その他	545	役員賞与引当金	6
貸倒引当金	△56	前受金	1,818
<b>固定資産</b>	<b>8,074</b>	その他	1,036
<b>有形固定資産</b>	<b>640</b>	<b>固定負債</b>	<b>724</b>
建物	335	リース負債	8
器具及び備品	278	長期未払金	148
リース資産	24	繰延税金負債	85
建設仮勘定	2	株式給付引当金	225
<b>無形固定資産</b>	<b>5,246</b>	資産除去債務	247
ソフトウェア	1,926	その他	8
のれん	2,630	<b>負債合計</b>	<b>9,258</b>
その他	688	<b>純資産の部</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,187</b>	株主資本	23,077
投資有価証券	508	資本剰余金	1,194
関係会社株	269	資本剰余金	224
長期貸付金	375	利益剰余金	24,538
繰延税金資産	221	自己株式	△2,880
その他	1,133	その他の包括利益累計額	442
貸倒引当金	△321	その他有価証券評価差額金	△2
<b>資産合計</b>	<b>32,900</b>	為替換算調整勘定	444
		新株予約権	85
		非支配株主持分	37
		<b>純資産合計</b>	<b>23,642</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>32,900</b>

# 連結損益計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	金 額
売 上 高	31,719
売 上 原 価	3,185
売 上 総 利 益	28,533
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	21,677
営 業 利 益	6,856
営 業 外 収 益	108
営 業 外 費 用	116
経 常 利 益	6,848
特 別 利 益	29
固 定 資 産 売 却 益	29
特 別 損 失	653
の れ ん 償 却 額	572
投 資 有 価 証 券 評 価 損	20
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	59
そ の 他	1
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	6,225
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,219
法 人 税 等 調 整 額	△27
当 期 純 利 益	4,032
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	27
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	4,005

# 連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,194	673	21,359	△2,880	20,348
当期変動額					
剰余金の配当			△826		△826
親会社株主に帰属する当期純利益			4,005		4,005
自己株式の取得				△0	△0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△449			△449
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					-
当期変動額合計	-	△449	3,178	△0	2,729
当期末残高	1,194	224	24,538	△2,880	23,077

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額			
当期首残高	△1	609	607	36	120	21,112
当期変動額						
剰余金の配当			-			△826
親会社株主に帰属する当期純利益			-			4,005
自己株式の取得			-			△0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動			-		△93	△543
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1	△164	△165	48	10	△106
当期変動額合計	△1	△164	△165	48	△83	2,529
当期末残高	△2	444	442	85	37	23,642

## 連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 14社

連結子会社の名称

エンワールド・ジャパン株式会社

en-Asia Holdings Ltd.

en world Singapore Pte. Ltd.

en world Hong Kong Ltd.

株式会社シーベース

en world Australia Pty. Ltd.

en world Korea Co., Ltd.

Navigos Group, Ltd.

Navigos Group Vietnam Joint Stock Company

en world Recruitment (Thailand) Co., Ltd.

en Holdings (Thailand) Ltd.

New Era India Consultancy Pvt. Ltd.

en world (Chonburi) Recruitment Co., Ltd.

株式会社アイタンクジャパン

(2) 主要な非連結子会社の名称

英才網聯（北京）科技有限公司

職縁人力資源（上海）有限公司

株式会社不満買取センター

他 3 社

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

なお、株式会社不満買取センターは平成29年5月1日を以って株式会社 Insight Techへ商号変更しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社

1 社

英才網聯（北京）科技有限公司

持分法適用会社1社は、決算日が連結決算日と異なりますが、持分法適用会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

非連結子会社

職縁人力資源（上海）有限公司

株式会社不満買取センター

他 3 社

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

なお、株式会社不満買取センターは平成29年5月1日を以って株式会社 Insight Techへ商号変更しております。

### 3. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)

ロ その他有価証券

時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品については、全体を時価評価し、評価差額を損益に計上しております。

時価のないもの 移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 最終仕入原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

## (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、建物（附属設備を（リース資産を除く）除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 8年～25年

器具 及び 備品 2年～20年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

- ② 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社（リース資産を除く）利用）は、性質に応じて利用可能期間を2年から5年と見込んでおります。

- ③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

## (3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金 子会社の役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に見合う分を計上しております。
- ④ 株式給付引当金 株式給付規則に基づく従業員の当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

② のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積もられる期間で均等償却しております。

③ 金額単位の変更

当社の連結計算書類に掲記される科目その他の事項の金額については、従来、千円単位で記載していましたが、当連結会計年度より百万円単位で記載することに変更しております。

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額

737百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	49,716,000株	一株	一株	49,716,000株
合計	49,716,000株	一株	一株	49,716,000株
自己株式				
普通株式	4,215,640株	32株	一株	4,215,672株
合計	4,215,640株	32株	一株	4,215,672株

- (注) 1. 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式数には、信託が保有する自社の株式が、それぞれ2,399,000株含まれております。
2. 平成28年4月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
3. 自己株式の増加は、単元未満株の買取りによるものであります。

## (2) 剰余金の配当に関する事項

### ① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
平成28年6月28日 定時株主総会	普通株式	826百万円	34.5円	平成28年3月31日	平成28年6月29日

(注) 1. 平成28年6月28日定時株主総会による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金41百万円が含まれております。

2. 平成28年4月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。平成28年3月期の配当金は当該株式分割前の1株当たり配当金の額となります。

### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生予定日
平成29年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,322百万円	27.6円	平成29年3月31日	平成29年6月28日

(注) 1. 平成29年6月27日定時株主総会決議予定による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金66百万円が含まれております。

2. 平成28年4月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。平成29年3月期の配当金は当該株式分割後の1株当たり配当金の額となります。

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用につきましては、余裕資金をもって行い、主に相当期間内に換金可能で安全性の高い金融商品により運用しております。一部デリバティブを組込んだ複合金融商品を保有しておりますが、予めリスクの許容程度を設定し、その範囲内での運用に限定しております。また、デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

現金及び預金の中に含まれている外貨預金は、為替の変動リスクに晒されておりますが、定期的に為替相場を把握し、為替の変動リスクを管理しております。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、取引先ごとの期日管理及び残高管理等の方法により管理するとともに、回収遅延債権については毎月の回収会議で報告され個別に対応する体制としております。

有価証券は、主に合同運用の金銭信託及び債券であり、流動性リスクと発行体の信用リスクに晒されておりますが、短期間、安全性の高い格付のものに限定することにより、リスクを僅少化しております。

投資有価証券のうち、株式及び投資事業有限責任組合等への出資は、発行体や投資先企業の事業リスク、市場価格の変動リスクに晒されており、一部の外貨建投資事業組合は為替の変動リスクにも晒されております。これらについては、定期的に発行体や投資事業有限責任組合等の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直す等の方法により管理しております。

また、デリバティブを組込んだ複合金融商品（他社株転換可能債）は、信用リスク、流動性リスク及び価格の変動リスクに晒されております。これらのリスクは、投資時に発行体を信用力の高い金融機関に限定し、想定されるリスクについて十分に把握、協議を経ることにより、また、運用期間中は対象銘柄の株価動向等及び取引金融機関から提示される時価情報を継続的に把握することにより管理しております。

なお、デリバティブ取引（外貨建債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引）は、信用リスク及び価格の変動リスクに晒されております。これらのリスクは、契約の締結相手を信用力の高い金融機関に限定し、想定されるリスクについて十分に把握、協議を経ることにより、また、契約期間中は取引金融機関から提示される時価情報を継続的に把握することにより管理しております。

さらに、外貨建債券及び外国投資信託については、発行体や投資先企業の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに加え、為替の変動リスクにも晒されております。これらについては、発行体や投資先を安全性の高い金融機関を中

心とし、時価や発行体の格付の変化、為替動向等の金融情勢を継続的に確認することにより管理しております。なお、外国投資信託は為替ヘッジを行い、為替の変動リスクは軽減されております。

長期貸付金は、主に非連結子会社に対するもので、貸付先の信用リスクに晒されておりますが、定期的に財務状況等をモニタリングし、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払法人税等は、流動性リスクに晒されておりますが、適時に資金繰り計画を作成することにより管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。(注)2をご参照ください。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	18,228	18,228	—
(2)受取手形及び売掛金	3,567		
貸倒引当金(※1)	△56		
	3,510	3,510	—
(3)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	2,000	2,000	—
(4)長期貸付金	375		
貸倒引当金(※2)	△321		
	53	53	△0
資産計	23,793	23,793	△0
(1)買掛金	72	72	—
(2)未払金	2,919	2,919	—
(3)未払法人税等	1,551	1,551	—
負債計	4,542	4,542	—
デリバティブ取引(※3)			
①ヘッジ会計が適用されて いないもの	(11)	(11)	—
②ヘッジ会計が適用されて いるもの	—	—	—
デリバティブ取引計	(11)	(11)	—

(※1) 受取手形及び売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

(※2) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

### 資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価のうち、預金と同様の性格を有する合同運用の金銭信託の時価は、帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

債券は、取引金融機関から提示された価格によっております。

投資信託は、公表されている基準価額によっております。また、組込デリバティブの時価を区分して測定することができない複合金融商品は、全体を時価評価し、投資有価証券に含めて記載しております。

(4) 長期貸付金

長期貸付金の時価の算定については、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

### 負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	デリバティブ 取引の種類等	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以 外の取引	為替予約取引				
	買建 米ドル	151	101	140	△11
合計		151	101	140	△11

②ヘッジ会計が適用されているもの  
該当事項はありません。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（連結貸借対照表計上額169百万円）、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への投資（連結貸借対照表計上額338百万円）、関係会社株式（連結貸借対照表計上額269百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 516円91銭

1株当たり当期純利益金額 88円3銭

(注) 株主資本において、自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

なお、1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は4,215,672株であり、また、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は4,215,672株であります。

## (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## (企業結合等に関する注記)

共通支配下の取引等

子会社株式の追加取得

### (1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称 : New Era India Consultancy Pvt. Ltd.

事業の内容 : 人材紹介業

② 企業結合日

平成28年9月21日

③ 企業結合の法的形式

非支配株主からの株式取得

④ 結合後企業の名称

変更ありません。

⑤ その他取引の概要に関する事項

追加取得した株式の議決権比率は40%であり、当該取引によりNew Era India Consultancy Pvt. Ltd.を当社の完全子会社といたしました。当該追加取得は、海外展開を重点施策の一つとし、今後更なる成長を実現するために行ったものであります。

### (2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

### (3) 子会社株式の追加取得に関する事項

取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	543百万円
取得原価		543百万円

(4) 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

- ① 資本剰余金の主な変動要因  
子会社株式の追加取得
- ② 非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額  
449百万円

(注) 連結計算書類に掲記されている科目、その他の事項の金額は、百万円未満の金額を切り捨てて記載しております。



# 損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	金 額
売 上 高	23,520
売 上 原 価	1,976
売 上 総 利 益	21,543
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	14,983
営 業 利 益	6,559
営 業 外 収 益	55
営 業 外 費 用	170
経 常 利 益	6,443
特 別 損 失	775
関 係 会 社 株 式 評 価 損	694
投 資 有 価 証 券 評 価 損	20
関 係 会 社 株 式 売 却 損	0
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	59
税 引 前 当 期 純 利 益	5,668
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,913
法 人 税 等 調 整 額	△53
当 期 純 利 益	3,807

# 株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金					
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計			
				別途積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	1,194	2,008	2,008	2,000	19,403	21,403	△2,880	21,726	
当期変動額									
剰余金の配当			-		△826	△826		△826	
当期純利益			-		3,807	3,807		3,807	
自己株式の取得			-			-	△0	△0	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			-			-		-	
当期変動額合計	-	-	-	-	2,981	2,981	△0	2,981	
当期末残高	1,194	2,008	2,008	2,000	22,384	24,384	△2,880	24,707	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△1	△1	36	21,761
当期変動額				
剰余金の配当			-	△826
当期純利益			-	3,807
自己株式の取得			-	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1	△1	48	47
当期変動額合計	△1	△1	48	3,029
当期末残高	△2	△2	85	24,790

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)
- ② 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

##### ③ その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品については、全体を時価評価し、評価差額を損益に計上しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

##### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

## 2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産 (リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 8年～25年

器具及び備品 2年～20年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

- (2) 無形固定資産 (リース資産を除く) 定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用）は、性質に応じて利用可能期間を2年から5年と見込んでおります。

- (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

## 3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- (2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

- (3) 株式給付引当金 株式給付規則に基づく従業員の当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

#### 4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

##### (2) 金額単位の変更

当社の計算書類に掲記される科目その他の事項の金額については、従来、千円単位で記載していましたが、当事業年度より百万円単位で記載することに変更しております。

#### (会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

#### (追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

#### (貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	509百万円
2. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務	
短期金銭債権	194百万円
長期金銭債権	986百万円
短期金銭債務	64百万円
長期金銭債務	500百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高	62百万円
販売費及び一般管理費	117百万円
営業取引以外の取引高 (収入分)	21百万円
営業取引以外の取引高 (支出分)	149百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	4,215,640	32株	一株	4,215,672株
合計	4,215,640	32株	一株	4,215,672株

(注) 1. 当事業年度期首及び当事業年度末の自己株式数には、信託が保有する自社の株式が、それぞれ2,399,000株含まれております。

2. 平成28年4月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
3. 自己株式の増加は、単元未満株の買取りによるものであります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

関係会社株式評価損	436百万円
賞与引当金	259百万円
貸倒引当金	216百万円
未払事業税	66百万円
投資有価証券評価損	56百万円
株式給付引当金	69百万円
資産除去債務	66百万円
減価償却費	5百万円
その他	121百万円
繰延税金資産小計	1,298百万円
評価性引当額	△690百万円
繰延税金資産合計	607百万円
(繰延税金負債)	
資産除去債務に対応する除去費用	△35百万円
繰延税金負債合計	△35百万円
繰延税金資産の純額	572百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	542円97銭
1株当たり当期純利益金額	83円46銭

(注) 株主資本において、自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

なお、1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は4,215,672株であり、また、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は4,215,672株であります。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(連結配当規制適用会社に関する注記)

当社は連結配当規制の適用会社であります。

## 独立監査人の監査報告書

平成29年 5月17日

エン・ジャパン株式会社

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 狩野 茂行 ㊞  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 香山 良 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エン・ジャパン株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エン・ジャパン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月17日

エン・ジャパン株式会社

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	狩野茂行	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	香山良	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エン・ジャパン株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査委員その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 1 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 2 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 3 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘する事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月23日

エン・ジャパン株式会社 監査役会

常勤監査役	浅田 耕治	Ⓜ
社外監査役	本田 凜太郎	Ⓜ
社外監査役	長岡 和範	Ⓜ

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元の拡充及び株主層の更なる拡大を図るため、従来の配当性向30%とする基本方針から、配当性向を30%以上とし、具体的な配当性向は各年度の業績、財務状況、投資計画等を勘案の上で決定することといたします。中期的には平成32年3月期に配当性向40%を目標としてまいります。上記方針に則り、平成29年3月期の配当につきましては、配当性向33%といたします。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項  
当社普通株式1株につき27.6円  
総額1,322,021,453円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成29年6月28日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社及び子会社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、子会社を含めた今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）について所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. インターネットを利用した求人求職情報の企画・開発・提供並びにそのシステムの運営</p> <p><u>2. 人材採用及び就職に関するコンサルティング</u></p> <p><u>3. 労働者派遣事業並びに有料職業紹介事業</u></p> <p><u>4. 経営コンサルティング企業教育に関する業務請負</u></p> <p><u>5. 人事業務システムの販売及び人事業務の請負</u></p> <p><u>6. インターネットを利用した結婚式情報の企画・開発・提供並びにそのシステムの運営</u></p> <p><u>7. 情報収集、情報処理、情報提供に関するサービス</u></p> <p><u>8. 広告、宣伝に関する企画、制作及び広告代理店業</u></p>	<p>（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. インターネットを利用した求人求職情報の企画・開発・提供並びにそのシステムの運営</p> <p>（削除）</p> <p><u>2. 労働者派遣事業並びに有料職業紹介事業</u></p> <p>（削除）</p> <p><u>3. 人事業務システムの販売及び人事業務の請負</u></p> <p>（削除）</p> <p><u>4. 情報収集、情報処理、情報提供に関するサービス</u></p> <p><u>5. 広告、宣伝に関する企画、制作及び広告代理店業</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
9. <u>事務処理、経理処理、コンピューター処理、販売促進、翻訳等各種産業上の業務処理の請負</u>	(削除)
10. <u>コンピューターのソフトウェア開発とコンピューター機器の販売</u>	(削除)
11. <u>経営・科学技術に関するコンサルタント業務</u>	6. <u>経営、マーケティング、人材採用・教育・評価に関するコンサルティング業務</u>
(新設)	7. <u>コンピューター用ソフトウェア及びネットワークシステムの企画、設計、開発、販売、保守メンテナンス</u>
(新設)	8. <u>インターネット・携帯情報端末等を利用したコンテンツの買取り及び販売業</u>
12. <u>投資事業</u>	9. <u>投資事業</u>
(新設)	10. <u>結婚相手の紹介、相談</u>
(新設)	11. <u>心身の健康状態を維持・向上させるための研修・プログラム・器具等の開発・提供・販売</u>
(新設)	12. <u>寺院、神社、僧侶等に関するサービス及び情報の提供</u>
(新設)	13. <u>パン・菓子類の製造及び販売</u>
13. <u>前各号に附帯する一切の業務</u>	14. <u>前各号に附帯する一切の業務</u>

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査役の選任をお願いするものであります。なお、本議案における選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
寺田 晃 (昭和31年7月12日)	昭和54年4月 大槻経営労務管理事務所 (現、社会保険労務士法人大槻経営労務 管理事務所) 入所 平成8年1月 社会保険労務士登録 平成23年1月 同所所長 平成28年7月 同所会長 (現任)	—

- (注) 1. 寺田晃氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 寺田晃氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 寺田晃氏は直接企業経営に関与したことはありませんが、社会保険労務士として培われた専門的知識・経験を有しており、当社におけるリスク管理の体制に活かしていただけるものと考え、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。
4. 当社は、寺田晃氏が監査役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出を行う予定であります。
5. 寺田晃氏が監査役に就任した場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

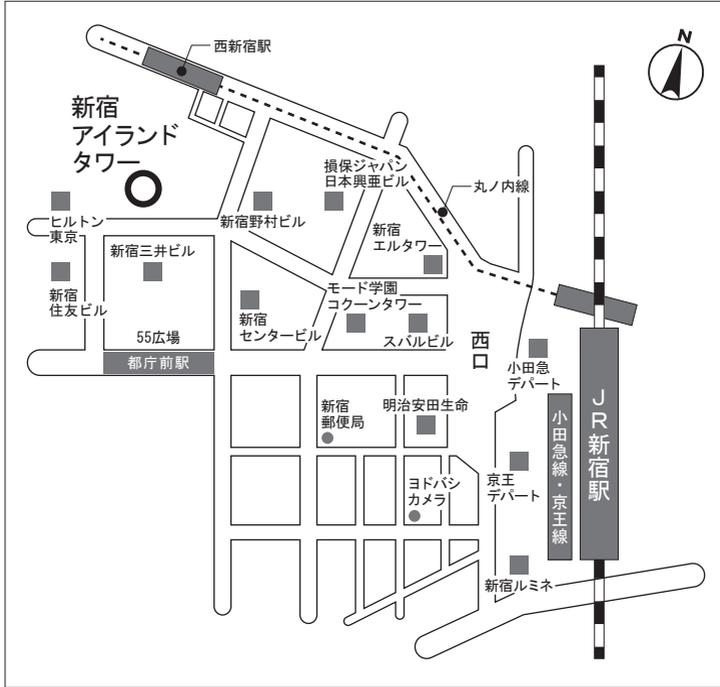
以上





# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 新宿アイランドタワー 35階  
エン・ジャパン株式会社 セミナールーム  
TEL 03-3342-4506



- 交通機関
  - ・丸ノ内線「西新宿駅」直結
  - ・都営大江戸線「都庁前駅」より住友ビル方面へ徒歩8分
  - ・JR線、私鉄、地下鉄線新宿駅（西口）徒歩10分

※駐車場の用意はいたしていませんので、お車でのご来場はご遠慮ください  
ますようお願い申し上げます。

